



## 《会計・税務の知識》適用時期の留意点

3月は、所得税の確定申告、法人の決算直前期間と、税務の適用時期の確認のタイミングです。比較的影響が大きい事項についてピックアップしました。今一度、ご確認ください。

### 1. 個人課税留意点

税目	項目	内容・時期等
所得税	みなし取得費の特例	平成22年は、平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例が利用可能
	平成21・22年中の土地等の先行取得	平成21・22年中に事業用土地等の先行取得をした場合の圧縮記帳の特例を受けるためには、確定申告提出期限までに届出書を提出
贈与税	住宅取得等資金の贈与	非課税制度の適用を受けるためには、翌年3月15日までの申告期限内に、申告書及び添付書類を提出

### 2. 法人課税留意点

(1) 平成22年4月以後開始事業年度適用

3月決算の法人につきましては、平成23年3月期で次の改正が適用になります。

項目	内容
完全支配関係会社からの受取配当	益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しない
受取配当の益金不算入の簡便法	益金不算入制度における負債利子控除額の計算における簡便法の基準年度を平成22年4月1日から平成24年3月31日までの開始事業年度に見直し
中小企業向け特例	資本金1億円以下の法人であっても、大法人との間に完全支配関係がある法人は次の特例の適用ができない。 ① 軽減税率 ② 特定同族会社の特別税率の不適用 ③ 貸倒引当金の法定繰入率 ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除 ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付

(2) 平成22年10月1日以後取引適用

グループ法人税制が適用開始になりました。完全支配関係のある法人間で既に次の取引を行っている場合には、決算に取り込む必要があります。

項目	内容
資産の譲渡	グループ法人内で一定の資産を譲渡した場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べる。
寄附金	支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とする。

(3) その他

宥恕規定はありますが、原則として特例適用のためには期限内の税務署等への提出が必要です。

項目	内容	時期
平成21・22年中の土地等の先行取得	取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に土地等を譲渡したときに、圧縮記帳の適用届を受けるためには届出書を提出	取得の日を含む事業年度の確定申告提出期限
適用額明細書の添付	租税特別措置法の適用を受ける場合に、申告書に添付して提出	平成23年4月1日以後終了事業年度

### 3. 税制改正大綱による法人課税の留意点

(1) 法人税率の引下げ

平成23年4月1日以後開始事業年度から、法人の実効税率は下がる予定です。進行事業年度で、先行投資等により先に課税額を減少させた場合には、削税されることとなります。

(2) 減価償却制度の改正

平成23年4月1日以後取得減価償却資産から、減価償却資産の定率法の償却率が小さくなる予定です。法人税率の引下げにも関連しますが、初期の損金算入額の増大には、投資時期の早期化が検討事項です。

(3) グループ内法人の株式評価損

平成23年4月1日以後の評価替え等から、100%グループ内の他の内国法人が清算中、解散（適格合併による場合も含む）が見込まれる場合には、株式の評価損が計上できなくなる予定です。子会社の評価替えが必要か否かもう一度ご確認ください。

### 4. まとめ

時期によって、税額に影響が出る理由があります。改正項目の適用時期の確認は、重要な決算・申告検討事項ですのでご注意ください。（担当：山口）